# こども家庭センターの設置について

#### 設置の背景

児童虐待の相談件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化等を 行うため、令和4年の改正児童福祉法において、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての 妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、市区町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないとされた。

# 

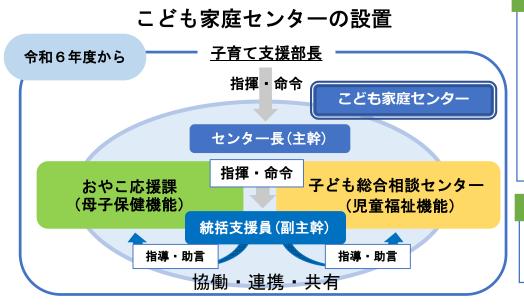
### 現状

- 〇母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」を「おやこ応援 課」に設置
- 〇児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を「子ども総合相談 センター」に設置

双方が連携、協働して児童等の支援を提供できる体制を整備し、定期的な情報共有のための会議の開催や事案に応じて保健師と家庭児童相談員との同行・同伴家庭訪問等を実施。

⇒ 一層の情報共有や連携支援の強化が必要

こども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能の連携強化と子ども家庭相談支援体制の強化につなげる



## 目指す相談支援体制

- 〇こども家庭センターとは・・・ 全ての妊婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有 する機関
- 〇子育て世帯に対する包括的な支援を切れ目なく提供するための体制強化 し、実効性のある連携促進
  - ①当事者ニーズに沿った伴走型相談支援 ~ サポートプランの作成
  - ②多機関による重層的な相談支援 ~ 要対協への統括支援員の参加
  - ③一体的相談支援体制の認知促進 ~ 要対協等における関係機関への周知

#### 今後について

こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の連携を深め、相談者の利便性向上と支援力の向上を図り、実践を重ねながら、市民目線で実効性のある相談支援体制となるように今後も検証・検討をしていく。